

随意契約理由書

件名	豊中市立第十七中学校外1校空調設備改修緊急工事
契約の相手方	西田電気株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
随意契約理由	<p>本工事は、次年度新学期における児童生徒への空調設備整備のため緊急工事を行うものです。</p> <p>当該施設で空調機器を施工し現場を熟知しており、早急な対応が可能である西田電気株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により、随意契約の締結を行うものです。</p>
備考	